１　本場結城紬の歴史

崇神天皇の時代に、多屋命（おおやのみこと）という人物が三野（美濃）の国から常陸国久慈郡に移り住み、長幡部絁（ながはたべのあしぎぬ）と呼ばれる織物を始めたといわれています。絁とは太い絹糸で織った粗布のことです。それが結城地方に伝わり結城紬となったとされています。絁は「常陸紬」と呼ばれ、1322年（延元元年）に発行された、当時の初級教科書である『庭訓往来』（ていきんおうらい）で諸国の名産品の一つとして名が記されているほか、1601年（慶長6年）にこの地方の代官となった伊奈備前守忠次（いなびぜんのかみ　ただつぐ）によって、京都・信州における織物技術を取り入れるなどして改良が行われ、知名度が高められました。

「結城紬」の名を確認出来る最古の書物は、1638年（寛永15年）に刊行された俳諧論書『毛吹草』（けぶきぐさ）であり、1712年（正徳2年）には最上級の紬として当時の百科事典にあたる『和漢三才図絵』（わかんさんさいずえ）にも紹介されています。

1865年（慶応元年）に初めて絣の結城紬が制作され、1873年（明治6年）にはウィーン万国博覧会に出品され、世界的に名を知られるきっかけとなりました。

1956年（昭和31年）には、麻の越後上布、木綿の久留米紬（のちに芭蕉布、宮古上布が追認）とともに、国の重要無形文化財に指定されました。

保持者の認定は、糸つむぎ、絣括り、染色、織、仕上等の工程中より、特に結城紬の指定要件に該当する工程に従事する者を代表者として認定することとし､かつ製織者が茨城、栃木両県にまたがっているので、保持者を認定する各工程について、両県より１名ずつ保持者代表として認定することになりました。そこで、審査の結果、次の６名が代表者として認定されました。

	糸つむぎ部門	絣くびり部門	織部門
茨城県	大里　ふく	北村　勘一　（→田中　林次）	北條　きの
栃木県	大塚　いせ	今井　五郎　（→谷島　武雄）	増田　かね

1975年（昭和50年）、国の文化財保護法の一部改正により、技術保持者の代表指定が団体指定に改められた（従来の認定者は解除）ため、糸とり部門62名、絣くくり部門52名、織り部門52名、学識経験者5名の計171名により、重要無形文化財としての結城紬の伝統的製造技術を保持し、その技術の伝承と向上を図ることを目的に「本場結城紬技術保持会」を設立し、1976年（昭和51年）4月30日付を以って認定を受けました。

なお、この技術保持会とは別に関係市町村と茨城・栃木両県の文化財担当課及び両県の技術指導機関により､結城紬の技術保存と精神的､物質的援護を目的に財団法人として「重要無形文化財結城紬技術保存会」（事務局結城市商工観光課）が1961年（昭和36年）に設立されています。

また、1974年（昭和49年）9月の「伝統工芸品産業の振興に関する法律」（伝産法）の施行を受けて、1977年（昭和52年）3月に、本場結城紬は伝産法にもとづく「国の伝統的工芸品」の認定を受けることになり、これに伴い、「本場結城紬伝統工芸士会」が設立されています。

さらに、2010年（平成22年）11月16日に、伝統的工芸品結城紬は「ユネスコ無形文化遺産」に認定されました。